磐田市告示第381号

磐田市自転車等駐車場条例(平成１７年磐田市条例第１６５号)第５条の規定により、自転車等駐車場内に放置されている自転車等の処分を告示する。

令和８年10月29日

磐田市長　　草地　博昭

1　放置されている自転車等

	駐車場の名称	種別	型式(車体番号等)	車体色
1	御厨駅北自転車駐車場	自転車	SWG063231	白
2	御厨駅北自転車駐車場	自転車	-	黒
3	御厨駅北自転車駐車場	自転車	F71107419	ワインレッド

2　処分予定日

令和８年11月28日

3　自転車等の処分

告示の日から起算して３０日間引き取りに来ない自転車等については、同条例第５条の規定により処分する。